

低炭素建築物審査に係る申請手数料

(令和5年7月1日改正)

[一戸建て住宅]

申請方法	税抜金額	税込金額
① 単独申請	35,000 円	38,500 円
② 断熱等性能等級5以上であることに関して低炭素建築物以外の業務で申請済のもの (例:設計住宅性能評価等)	19,000 円	20,900 円
③ 断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上であることに関して低炭素建築物以外の業務で申請済のもの (例:設計住宅性能評価、長期優良住宅、BELS評価等)	12,000 円	13,200 円

※ 計画変更の手数料は、見積もりによる。なお、性能に影響のない変更(例:誤記訂正等)の手数料は税抜1,000円(税込1,100円)とする。

[共同住宅等又は複合建築物内の住戸]

申請方法	税抜金額	税込金額
① 単独申請	35,000円/戸	38,500円/戸
② 断熱等性能等級5以上であることに関して低炭素建築物以外の業務で申請済のもの (例:設計住宅性能評価等)	19,000円/戸	20,900円/戸
③ 断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上であることに関して低炭素建築物以外の業務で申請済のもの (例:設計住宅性能評価、長期優良住宅、BELS評価等)	12,000円/戸	13,200円/戸

※ 計画変更の手数料は、見積もりによる。なお、性能に影響のない変更(例:誤記訂正等)の手数料は税抜1,000円(税込1,100円)とする。